

**令和 5 年 11 月 16 日開催
理事会議事録（翻訳）**

日 時 令和 5 年 11 月 16 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 8 名

ークロードディア・シェレ - エフォッス（仏在外教育庁長官、法人理事長）
ーギヨム・カリオ（仏在外教育庁アジア圏代表）
ーフレデリック・ペニヤ（仏大使館文化部次席参事官）
ーアンヌロール・カンペルス（法人事務局長）
ークロード・ウレン（法人総務部長）
ーピエール・リッシュ（保護者代表）
ーピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
ーアレクサンドル・デュボス（教職員代表）

欠席理事 4 名

ーフィリップ・セトン（駐日フランス大使/法人副理事長、ペニヤ氏に
投票権を委譲）
ーシャルランリ・ブロソー（仏大使館文化参事官/ペニヤ氏に投票権を
委譲）
ーマルクアントワヌ・ユロー（仏大使館領事/ペニヤ氏に投票権を
委譲）
ーリヨネル・ヴァンサン（フランス商工会議所代表理事/現会頭ジェロ
ーム・シュシャン氏より任命）

欠席監事 2 名

ーアラン・パルミエリ（アンスティチュ・フランセ会計官）
ー谷 真人

出席オブザーバー

ージャンイドリス・ラグヴァン（副校長）
ーリシャール・テソニエール（幼児・初等科校長）
ーエリック・モレ（仏大使館大学交流・フランス語担当官）

ーティエリ・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）

ーアレクサンドル・ジョリ（在日フランス人選挙区選出議員）

ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

外部オブザーバー：

ーイザベル・アネローヌ（フランス在外教育庁開発・支援局監査官）

欠席オブザーバー

ーニコラ・ティリエ（仏大使館公使）

ーマリージョゼ・マリー（在日フランス人選挙区選出議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、18時26分開会。

書記：ジャンイドリス・ラグヴァン氏

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン氏

シェレ－エフォッス法人理事長の挨拶：

フランス在外教育庁長官シェレ－エフォッス氏は、次回の理事会ではぜひ対面で参加したいと述べ、東京国際フランス学園学校法人の理事長となったことを光栄に思うと挨拶する。

1. 事務関連議題

1.1 本日の議題の承認

本日の議題は全会一致で承認される。（賛成：11 反対：0 棄権：0）

1.2 前理事会（2023年6月26日）議事録の承認

前理事会議事録は全会一致で承認される。（賛成：11 反対：0 棄権：0）

1.3 前回理事会以降の理事及び評議員の変更：

理事会：

新理事：

- クローディア・シェレ - エフォッス氏（仏在外教育庁長官/法人理事長）：
オリヴィエ・ブロシェ氏の後任
- ピエール・リッシュ氏（保護者代表）：ユーゴ・カトリーヌ氏の後任
- リヨネル・ヴァンサン（仏商工会議所代表：現会頭ジェローム・シュシャン氏より任命/アルメル・カイエール氏の後任）

オブザーバー：

- エリック・モレ氏（仏大使館大学交流・フランス語担当官、エリー・キュイエレ氏の後任）
- アレクサンドル・ジョリ氏（在日フランス人選挙区選出議員、ヴァレリー・モシェッティ氏の後任）

評議員会：

新評議員：

- ピエール・リッシュ氏（保護者代表）：ユーゴ・カトリーヌ氏の後任
- エリック・モレ氏（仏大使館大学交流・フランス語担当官）：エリ・キュイエレ氏の後任
- リヨネル・ヴァンサン（仏商工会議所代表：現会頭ジェローム・シュシャン氏より任命/アルメル・カイエール氏の後任）

オブザーバー：

- アレクサンドル・ジョリ氏（在日フランス人選挙区選出議員、ヴァレリー・モシェッティ氏の後任）

理事及び評議員の変更は全会一致で承認される。（賛成：11 反対：0 棄権：0）

1.4 2023 年－2024 年度の新教職員リストの提出（総勢 17 名）

新教職員リストは全会一致で承認される。（賛成：11 反対：0 棄権：0）

2. 学級編成

2.1 新学期総括

カンペルス校長が報告。

10 月 5 日時点の生徒実員数は 1548 名となる。

	生徒数	クラス数
幼児科	192	8
初等科	624	26
中等科	464	19
高等科	268	11
生徒総数	1548	

生徒の増加は控えめではあるが予測どおりである。2022 年 9 月 30 日と比較して、25 名ほど増加している。

2.2 今後の教育体制

別紙の参考資料参照：

予測されていたことであるが、引き続き中・高等科生徒の進級に関連した教員ポストの増設を検討しなくてはならない（本年度はポストの新設が限られたことから、教員の年間時間外労働-HSA で補填されている）。ポスト新設については次回の理事会で提案される（予算案にはすでに計上されている）。

カンペルス法人事務局長は、今年 CE1 が 6 クラスとなっていることに触れ、来年度も引き続き CE2 が 6 クラスとなる予定であると説明する。この CE2 の 6 クラスは別館での受入れとなるが（若干の調整が必要となる）、彼らが 6^{ème} に進級するとき本校舎でこの 6 クラスを収容することは不可能であり、どうしても 5 クラスに減らす必要がある。

現在、本校は最大収容キャパシティの 85% を使っている。

在日フランス人選挙区選出議員アレクサンドル・ジョリ氏が、学年ごとの最大クラス数はどのようなになっているのかと尋ねる。

カンペルス氏は、初等科及び中等科で 5 クラス、高等科では最大 3 または 4 クラスであると答える。

3. 人事・財政

3.1 2023 年 9 月 30 日時点での予算状況

生徒数に関しては目標に達した。また 2023 年 9 月から適用された新しい学費により、第一回目の学費値上げの目的であった収支バランスの回復も実現できるはずである。

現時点の予測では、2024 年 3 月 30 日付（日本の会計年度末）の予算状況はかろうじて 3000 万円の黒字を示している（19 万ユーロ）。

3.2 2023 年－2024 年度修学旅行

カンペルス氏が報告。

－ 初等科では 22 クラスの修学旅行が予定されている（昨年度は 18 クラス）。

御殿場	CE1B, C, D	12 月 5 日～ 12 月 8 日	予算：1 人 26000 円(限度額) 初等科学校管理評議会(2023.10.12)/学校運営評議会(2023.11.10)で賛同を得る
スキー教室 (長野)	CE2C, D, E	1 月 15 日～ 1 月 19 日	6 月の学校運営評議会での賛同を得る 予算：1 人 30000 円(限度額)
群馬	CPA, B	1 月 31 日～ 2 月 2 日	予算：1 人 22000 円(限度額) 学校運営評議会(2023.11.10)で賛同を得る
	CPC, D, E	2 月 14 日～ 2 月 16 日	
千葉	CE2A, B	6 月	予算・企画調整中
妙高（新潟）	CM1C, D, E	4 月 15 日～ 4 月 19 日	予算調整中
妙高（新潟）	CM2A, CM2D CM1A	6 月 3 日～ 6 月 7 日	予算調整中。宿泊センターの回答待ち。
千葉	CE1A, E, F	3 月	予算・企画とも調整中

修学旅行リストは全会一致で承認される。（賛成：11 反対：0 棄権：0）

保護者の要請により、修学旅行負担金限度額の引き上げについて学校運営評議会（2023 年 11 月 10 日開催の CE）で投票が実施された（海外への修学旅行費用を 10 万円から最高 15 万円まで引き上げる件）。

理事会メンバーの参考までに、この学校運営評議会（CE）では引き上げに賛同する結果となった。

在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏は、評議員会で表明したことを繰り返す。すなわち限度額の問題については、評議員会の投票権をもっていたら引き上げに反対していただろうと述べる。中・高等科の修学旅行の教育的意義について疑問を呈しているわけではなく、そのために海外へ旅行する必要はある

のかということをお問うているのだと説明する。費用は保護者の負担となり、彼らは厳しい状況に立たされることになる。そして 15 万円という金額は、2023 年 9 月に決定した社会保険料控除後の最低月額賃金(税抜)に相当するものだとつけ加える。特別なプロジェクトがある場合は理事会で取り上げ、負担がすべて保護者にかからないよう学校による財政援助を決定することも提案する。加えて、保護者会で実施されたアンケート調査によると、回答した保護者のうち 40% が限度額の引き上げに反対していると報告し、この限度額は保護者を窮地に追いやることになる」と述べる。実際、連帯基金があっても、これを要請することは多くの保護者にとって簡単ではないからである。

保護者代表の一人が別の視点からこの問題について意見を述べる。つまりこの限度額の引き上げによって、連帯基金を利用して、予算に余裕のない家庭に、通常ではできないような旅行を提供することができるということである。というのも家族旅行では費用がもっと割高となり、保護者にとっては予算的により厳しくなるからである。さらに、限度額が引き上げられないとしたら、海外旅行の可能性はすべてなくす方がよい（保護者には正直であるべきである）。なぜなら現行の限度額ではこのような海外への修学旅行を実施することはもはや不可能だからである。

本校はフランス在外教育庁に属し、アジア・パシフィック圏フランス学校の一つであるが、この限度額のため圏内の活動に参加することができず残念であると教職員代表が発言。幸運にも本校には連帯基金というシステムがあるが、状況としては複雑であることも認める。スポンサーを探すことも一つの選択肢である。

在日フランス人選挙区選出議員ジョリ氏がこの発言を補足して、すべてのフランス在外教育庁管轄フランス学校に連帯基金があるわけではなく、航空チケットの値段のせいでプロジェクトを断念するのは残念であると述べ、教員がスポンサーの依頼をしてはどうかと提案する。

それは教員の権限を大きく超えていると事務局役員は反論、とはいえスポンサー探しは可能性の一つであると認める。

フランス在外教育庁アジア圏代表のカリオ氏が、教育と関係のないプロジェクトは学校運営評議会では提案できないと説明する。また本校はアジア圏では規模の大きな学校であるが、その影響力を発揮できていないともつけ加える。文化的に連帯基金を要請することが難しいのは理解できるが、圏内のプロジェクトに参加できないのは残念である。

仏大使館文化部次席参事官ペニヤ氏が過去の経験から同様の意見を述べる。グルノーブル郊外で教員をしていたとき修学旅行でイギリスに行ったが、連帯基金が様々な背景を持つ家庭の役に立ったと述べ、生徒たちはよい方に変化して帰ってきたと説明。この機会がなければ外国旅行をする機会を決してもてなかったであろう生徒たちである。

保護者代表の一人が、これは全クラスに関係するプロジェクトの話ではなく、教員は経済的に困難を抱えた家庭には連帯基金の案内をすることができると再度言及する。こういった旅行を負担できる保護者も、子供が限度額のためにプロジェクトに参加できない状況を見て、なぜこういった不利益を被っているのか当然疑問に思うはずだと強調する。

ルーセル氏はこの論議は理解できるとし、過去に自分の娘が修学旅行のおかげでシンガポールで非常に素晴らしい滞在を経験することができたが、補助がなければ経済的に不可能であったと説明する。また、経済的な痛みを和らげるために、この補助金を自動的に組み込むことはできないか（例えば奨学金の割当に応じて）と質問する。同様に、連帯基金の存在をより広く知らしめるような情報公開や、経済的困難にある奨学金受給家庭への個別の情報提供を希望する。カンペルス氏は、基金の役割を伝えていくことにはしっかりと取り組んでいかなくてはならないが、基金の要請をするかどうかに関しては、各家庭が決める必要があると説明する（自動的にではなく）。

テソニエール幼児・初等科校長が、昨年、ある修学旅行の際に、保護者に連帯基金を利用するよう提案したと述べ（学習補助員のため）、保護者面談等でも連帯基金の役割について説明をしていることに言及。

保護者代表の一人が、保護者会でも同様に連帯基金の案内をしていると説明する。

ルーセル氏は、他の家庭を助けるべく、費用を多く払える保護者にはそうするよう促すことを提案する（旅行アンケートにチェック項目を設ける）。

海外修学旅行代金の限度額引き上げが承認される。（賛成：10 反対：1 棄権：0）

3.3 現地雇用中・高等科教員の通年時間外手当（HSA）：法律分析

カンペルス氏が、これは職員からの質問で、特に現地雇用中・高等科教員が HSA を増額するべく計算方法の見直し（2.2 倍）を要請している件であると説明。この質問は本校の就業規則に精通している法律事務所に委託したと述べる。校長は法律事務所の回答を公開し（日本語からフランス語に翻訳）、2023 年 10 月 12 日の人事委員会で教職員代表にも提出したと説明する。

役員事務局は、教員の雇用契約書と就業規則を改定した時に、教員の労働条件に関しては何一つ変えることはないと約束した。HSA とその計算方法についてもこれが当てはまる。この時の改正は、内部の職務体系を変えることなく裁判所の要請に応えることを目的としたものであった。賃金規程に鑑みて、この計算方法を変更する理由はない。

したがって、法的にみて、現行の HSA の算出方法を変更する必要はない。

今までの経緯を説明すると、2017 年、教員の要請により、役員事務局と理事会の同意を得て HSA の算出方法が改定された。これにより HSA の金額は平均してほぼ 2 倍となった。

現在、HSA を支給されている中・高等科教員のほとんどは、1 時間 8000 円以上（約 50 ユーロ）の金額を受け取っている。

比較して、フランス正教員の HSA 受給額（標準階級/特別階級などの等級に応じた）は、以下のように規定されている。

- 標準階級（HSA 年額）：

1449.12 ユーロ（最初の 1 時間）、1207.60 ユーロ（2 時間目以降）

- 特別階級（HSA 年額）：

1594.03 ユーロ（最初の 1 時間）、1328.36 ユーロ（2 時間目以降）

すなわち、1 時間 33 ユーロから 44 ユーロとなる。

よって事務局は教員の HSA の計算方法を変更しないことを提案する。

どのくらいの金額になるのかとジョリ氏が尋ねる。2022 年-2023 年度の中・高等科教員の HSA（年額）は、2023 年 6 月時点で 1440 万円と見積もられた。教員から要求された計算方法で算出すると 3960 万円となる。この金額は正当化できるものではないし、現在の財政状況からいって支払えるものでもない。

（賛成：10 反対：1 棄権：0）

3.4 予算編成案（2023 年—2039 年）

前回の理事会で、役員事務局は、2039 年までの本校の財政・予算の見通し試算を作成すると約束した。

カンペルス氏がこれを提出する。

ここで発表された資料は予算分析の結果であり、カンペルス氏は適用された計算方式について説明するとともに、ウレン氏と経理部職員、特に非常に詳細な予測を建ててくれたマリノ氏に感謝の言葉を述べる。

この試算は、11月14日の評議員会でも発表された。

支出計算は、完全に把握できている現在の支出に基づいて行われた（決算報告書参照）。カンペルス氏は、契約等も何度も交渉を重ねたもので、各項目の支出はできうる限り正確に計算されており、これ以上抑える余裕は現時点ではないと説明する。特に賃借料、光熱費、人件費といった支出は現時点で切り詰めることは不可能である。これらは、考えられる様々な変動要因を考慮して2039年まで予測が建てられたものとなっている。

- 契約更改時期（2025年、2030年、2035年）
- 本校舎の校地の賃貸契約終了時期（2029年）
- 現行の賃金一覧表に基づいた人件費の変遷（年功昇給、定年退職、ポストの新設等）

収入については生徒数の増加を見込んで試算された。この増加予測は常識的な範囲となっている。

中・高等科においては、教育面で戦略的な取捨選択をすることによって、最高33クラスまでの受入れが可能であると、カンペルス氏は説明する。余裕はほとんどない。それ以上になれば、2029年前に不動産計画を考える必要が出てくる。

毎年学費の値上げが提案されているが、これは各年度で次に挙げる4つの目標を達成するために計算されたものである。

- 収支バランスを速やかに復活させる。
- 推奨されている自立運営可能日数（180日）の確保のため、運営資金を徐々に回復させる。現在の試算では、2029年に119日と算出されている。
- 安全で快適な学習・就労環境を提供するため、老朽設備の改修工事の必要性がさらに増すことになるが、これを自己資金でまかなうため。
- 将来の不動産計画のため現金資産を確保する必要がある。

カンペルス氏が、15年間の財政予測は不確実な要素を多分に含んでいると説明、特に災害などで予期せぬ事態が起こった場合、このロードマップは修正・適正化されることになる。

ウレン経理・総務部長がこの予算編成案を詳細に説明する。

今年は収支のバランスが回復するはずである。そしてここで計上される剰余金は、将来の不動産計画に備えた資金作りに必要となる。また予測は今現在の経費に基づいているが、当然増加する方向で修正し、毎年必要な調整をするよう

注意しなくてはならないと述べる。また自然災害や感染症等を予測することも不可能であり、為替変動も試算に大きく影響を与えることになるにつけ加える。。

理事メンバーが今後の焦点は何かと質問する。

本校舎の解体、仮校舎、生徒数の増加などが挙げられる。ウレン氏は、**2027**年までは生徒数の増加は予算上十分なてこ入れとはなりえないと説明する。状況はとても不安定で、運営資金の確保がきわめて重要となってくる。もし職員の賃金が改定された場合、学費にも同様に影響がある。すなわち人件費が**1%**または**2%**上がると、自動的に学費も、現在の試算に加えてさらに**1%**または**2%**上がることになるからである。

また運営資金の回復はかなり緩やかであることがわかると述べる。**7~8**年後(比較的、現実的な予測ができるリミット)、自立可能日数は依然として最低ラインを下回っており、**2026**年以降は、**2039**年の不動産計画のために資金の備蓄を始めなくてはならない。

保護者代表の一人が、支出の**60%**を占める人件費が**2%**上昇することで、なぜ学費も**2%**値上げされるのかと質問する。ウレン氏は、年功昇給やその他の経費も考慮する必要があると答える。

保護者代表が、**2039**年の不動産計画(解体とより広い新校舎の建築)の現時点での見積り費用には、改修工事中の仮校舎にかかる費用は計上されているのかと尋ねる。

現在、不動産計画費用は少なくとも**60**億円と見積もられているとウレン氏が答える。**5,6**年後には、仮校舎の手配について検討を始めなくてはならない。

ジョリ氏が、なぜ**2027**年に生徒数が減っているのか、また出生数の増減について大使館領事部と連絡を取っているのかと尋ねる。

ルーセル氏が、評議員会で話し合われたように、増え続ける生徒を収容するためにはおそらく他の校舎が必要となるだろうと述べる。

そして、最後に**180**日分の自立運営資金を確保していたのはいつだったのかと尋ねる。

ウレン氏は、別館工事が始まる前の**2019**年だったと答える。別館が開いて以来、一日当たりの運営費は**12%**ほど上昇したと説明する。

定員に達して生徒の受入れができない場合、保護者はどのようにこれを知らされるのかと保護者代表が質問、赴任してくる保護者に大使館領事部や仏企業を

通して予め通知することを提案する。もう一人の保護者代表は、東京に赴任してくる家庭には、できるだけ早く学校と連絡を取り、入学手続きを行うようアドバイスしていると改めて言及する。

カンペルス氏は、現時点では、席がないという理由で入学申請を拒否するということはないと答える。そのため昨年度は初等科 1 年（CP）で 6 クラスを開講した。

保護者代表の一人が、少数意見としつつも、アジア圏の他のフランス学校で理事をしていたときに比べ、ここでは理事として共有される情報が少ないと指摘し、契約等はどのように結ばれるのかと尋ねる。

契約はそれぞれ一貫して条件交渉の対象となり、ジョルジュ氏が企業と連絡をとることになっている。入札が行われ、契約内容の規模によっては入札委員会が招集される。情報に関していえば、決算報告の時はもっと多くの資料が理事に配布されるが、今回の理事会に関しては、以前の資料及び協議内容について全理事が認知しているということを前提としていた。

カリオ氏は、役員事務局及び担当部署の今回の仕事ぶりに感謝し、この資料のおかげで、理事会はリセが財政難に陥ることを阻止する手だてができたと述べる。この分析結果は、一定期間についてより明確に状況を見通したいという理事会の要望に応えるものであった。

フランス在外教育庁長官は、この驚くべき仕事を成し遂げた職員を称賛する。またすべての学校責任者がここまで尽力するわけではないと説明し、このチームはお手本として挙げたいと述べる。

ウレン氏は、この計画予定表を引き続き活用していくためには、指標の変化や計画の見直し等に応じて、毎年更新していくことが必要不可欠であると説明する。そして理事メンバーはこの更新作業を事務局に求めていかななくてはならないと述べる。

保護者代表はそろってこの基礎的な仕事を称え、財政予測を提供したウレン氏とその担当チームに感謝の言葉を述べる。そしてこの資料は少なくとも 5 年前から以前の理事メンバーに要請していたと説明し、今後のフランス教育コミュ

ニティに降りかかる課題の把握と説明のために、そしてこれが次の事務局へスムーズに移行するためにも批判を加えた。

在日フランス人選挙区選出議員のルーセル氏及びコンシニー氏も同様に、この業績に対し称賛と感謝の言葉を述べる。

3.5 2024 年－2025 年度学費の引き上げ

前項の計画予定表に基づき、学費の 10%引き上げにより 2024 年 3 月の予算編成時には、収支バランスのとれた 2024-2025 年度予算を提出できるだろう。

この値上げは、11 月 14 日の評議員会では賛同の意を得た（賛成 14 票、反対 5 票）。

2 年で 21%の値上げをするよりも、時間をかけて少しずつ値上げする方法は検討しなかったのかと保護者代表の一人が尋ねる。

様々なパターンが検討されたが、掲げた目標を達成するためにはこの道しかなかったとカンペルス氏が説明する。値上げを遅らせれば遅らせるほど、長期的に赤字状態が続く。ウレン氏はこれを認め、収支バランスの回復だけではなく、剰余金を捻出する必要があるのだと説明する。本校は値上げの実施を後回しにしすぎたが、もはや放置することはできず、現在、老朽化した重要設備の改修工事が緊急の課題となっている。例えば、次々と故障するエアコンや、屋根の防水工事（10 m²あたりの改修費は 70 万円であり、100 m²以上の修理が必要となっている）、初等科園庭の老朽化などが挙げられる。

ルーセル氏はこの提案に反対の立場をとる。仏教育法規や、学費の値上げ率と比較したインフレ率、またフランス在外教育庁がリセを援助する手段をもたないことなどに言及する。フランスの小学生は年間 7000 ユーロほどかかるが、本校における国の補助金は 3000 ユーロ未満である。

フランス在外教育庁の補助金は年間 440 万ユーロに上り、世界的にみれば、東京のリセは特別な配慮の対象になっているとカリオ氏が説明する。本校は圏内で最も手厚い補助を受けている学校である。ここ何年学費の値上げがなかったことにより、財政的に大きな痛手を受けた。学校の将来のために、この理事会で適切な決定が下されることが必要である。残念ながら強制的にこの埋合わせをする必要がある。

コンシニー氏が、フランス在外教育庁長官に対し、奨学金がより迅速に支払われるよう確約を求め、ウレン氏には現況はどうなっているのか、問題が発生しているのかどうか尋ねる。経理・総務部長は、現時点で奨学金の支給は受けていないが、支払予定金額は通知されていると答え、特に問題は起こっていないと述べる。

ジョリ氏が、協賛パートナー募集の手続きについて検討が行われたかどうか質問する。カンペルス氏が、この件は現在進行中で、理事メンバーの要請により**2023年5月**からリセと協力関係のある人物とコンタクトをとり、フランスまた外資系の企業に向けた協賛案内を作成するよう依頼したと説明する。この人物は歩合制で働くことになる。

またリセの校舎を賃貸して収入を得ることは可能かと尋ねる。役員事務局は、日本の学校法人としてそれはできないと説明する。

ウレン氏は、企業寄附金制度は通常の学費に比べ**30%増**となると説明（企業は税の優遇措置を受けられる）。しかしながら、日産との契約は終了し（年額**4400万円**）、ヴァレオとの契約も不確実である。

コンシニー氏は、フォレシアやキャップ・ジェミニといった企業に寄附金制度に参加するよう交渉してみてはどうかと述べる。

保護者代表の一人が、保護者代表はこの値上げに反対すると表明する。リセに子供を就学させるという長期的な決断をした裕福でない多くの家庭にとって、耐え難いことである。その上、この値上げは本年度適用された**10%**の値上げに引き続いて実施される（**2年間で21%**）。とはいえ、将来の問題に鑑みると、この値上げが直ちに必要なことも認める。なぜなら東京のリセがなくなるということは考えられないし、すでに日本に在住する家庭や、これから短期または長期の予定で赴任してくる家族の期待に応えられる存在だからである。

ジョリ氏は、他のインターナショナルスクールと比較した場合の本校の学費について質問する。カンペルス氏は、リセの学費は、東京のインターナショナルスクールやアジア・パシフィック圏のフランス在外教育庁管轄学校の中で最も安い学校の一つであると説明する。

（賛成：9 反対：2 棄権：0）

4. 質疑応答

4.1 教職員の質問

質問 1.

役員事務局によると、官舎の居住者が家賃を支払うことはできないとのことであるが、解決策として、寄附という形はどうだろうか（本校の財政状況が厳しいだけに、これは公平性という意味合いがより強くなる）。これで官舎の経費を賄うことができ、家賃に相当しうるといえるのではないか。

寄附の支払いは各自の自由意志に任されるものである。これは理事会管轄の問題ではなく、誰の命令を受けるものでもない。

質問 2.

こんにちは。校内の盗難や違法薬物の摂取を取り締まるために、監視カメラの設置が要請されました。

ところが以前の理事会議事録によると、盗難は主として体育館の更衣室で起こっています。また校内で違法薬物の摂取は確認されていないとあります。

監視カメラを更衣室やトイレに設置することは望ましくない（違法でもある）ことから、これらは全く役に立たない場所にしか設置されない可能性があります。

現在、本校に財政的な余裕があるとはいえません。それなのに不要な監視カメラの問題を検討する必要があるのでしょうか。

監視カメラの必要性については、保護者からの要請により、学校運営評議会や理事会の採決の前に、年間を通してずっと討議を続けてきた。

質問 3

6 月 26 日開催理事会の議事録に関して

2.1 紛争問題

東京都労働委員会：

この議事録では、組合が“英語での交渉を要求”したとある。

東ゼンの組合員として、ここ最近の協議に参加した私には、この言い方は容認できないもので、ごまかしであるように思われる。

団体交渉を英語でやるよう要請または要求したことは一度もない。逆である。我々の弁護士はフランス語を話し、彼と日本人の弁護士とのやり取りは日本語で行われている。何名かの組合員が英語を話すとしても、必要があれば我々の弁護士がフランス語に翻訳することには変わりはない。

これは、東京都労働委員会に対して東ゼンが最初に訴えたことである。

2.4 通年時間外労働手当（HSA）

人事委員会で中・高等科教員が提案した HSA の計算方法について、弁護士から回答はあったか。

本議事録 3.3 参照

3.4 2023 年度新学期 - 学級編成と生徒数の見通し

事務手続のせいで、教員の赴任が遅れたケースはあったか。

もしあったならば、その理由を教えてください。また来年に向けて対策をたてることはできるか。

どのような理由であっても遅れはなかった。

4. その他の質疑

監視カメラ：

- 予備調査は実施されたのか。であれば、設置費用はどのくらいになるのか。

現在調査中である。第一回目の調査で計上された費用は、およそ 300 万円と見積もられた。またこの種の費用は、安全対策費用として、フランス在外教育庁に補助金申請ができることもつけ加えておく。

外部委託の可能性：

いつ、そしてどのように理事メンバーは外部委託を要請するのか。学校運営評議会または理事会なのか。

外部委託については、学校関係者に諮問を行うのか（教職員）。

この件は、こういった問題について唯一の決定機関である理事会において要請・決議が行われる。また理事会に先んじて評議員会で諮問が行われることに

なっている。部署やその活動範囲によっては、学校運営評議会（CE）の意見が求められることもある。

質問 4

2023 年 11 月 10 日の学校運営評議会で、校内の廊下部分に監視カメラを設置することが発表された（討議されたというより）。

このような常軌を逸した提案（CNIL：フランスデータ保護機関の推奨とは逆をいく）の賛同者によれば、この決定は以下のことを予防するためだということである。

- 盗難：これは監視カメラが禁じられている場所で起こっている（更衣室）。その上、廊下のロッカーには盗難防止の錠が備え付けられている。
- 不適切な言動：これらは無音のビデオでは確認することができない。
- ハラスメント：上記同様、これが行われる場面は無音となるか、カメラのフレーム外で起こる（SNS 等）。
- 違法薬物の摂取：公式には本校では薬物摂取は存在しないとされているだけでなく、これらはトイレ（カメラ禁止）や、高校生が集まる戸外スペースで起こる。

こういったことから、予め効果がないとわかっている対策に何百万円も支払うことは適切といえるのだろうか。この追加経費（学費の値上げや修学旅行限度額の引き上げ、また物価高に加えて）は、質素な家庭が負担しなくてはならないものなのだろうか。彼らの子供たちが所有していない持ち物を守り、買うことのできない薬物の摂取から彼らを守るふりをするために。

本議事録質問 2 への回答参照

4.2 保護者代表の質問

➤ スクールバス：

（2023 年 3 月 20 日及び 6 月 26 日の理事会で提出された質問の続きとなるが、いまだ何の回答ももらっていない）

- 遠距離に住んでいる保護者は、課外活動送迎バスがないため、子供を課外活動に登録できないことを残念がっている。まず全家庭にアンケートを取り、該当家庭がどのくらいいるかを調べることはできないか。そしてこの数に基づいて、赤字とならないような送迎バスルート及び生徒一人当たりの料金を算出することはできないか。

このアンケート調査の結果をもらえるか。赤字とならないような送迎バスの生徒一人当たりの料金はいくらになるか。数字を出してもらえれば我々の決断に役立つだろう。

本年度の課外活動に関しては定員に達したため、アンケート調査は実施されなかった。

最も利用者の多いルート（代々木ー中目黒）で、バスの使用を1台のみと仮定し、通りまで付き添う添乗員への報酬や、バス会社が**2019年ー2020年度**と同じタリフを適用したと考えた場合、費用は週**125000円**となる。

スクールバスに通年登録し、今年課外活動または学童保育を利用している生徒をベースとし、その保護者の全員が帰りのバスを希望したとすると、登録者は週に**49名**となり、帰宅1回につき平均して一人**2550円**かかることになる。

例えば**2019年ー2020年度**の帰りのバス費用は一人1回**500円**であった（最後のバス停到着時刻は**18時30分頃**）。現在、課外活動終了時刻はその時よりも遅くなっており、生徒を通りまで付き添う時間や夜の交通渋滞を考慮すると、最後の停留所には早くても**19時頃**に到着することになる。

バス会社が直面している状況を考えてみると、スクールバスサービスに関しては非常に不透明な部分が多い。現在、サービスの詳細とタリフについてバス会社と交渉中である。

カンペルス氏が、スクールバスに関する最近の問題について説明する。現在リセが利用しているバス会社でも運転手を見つけるのに苦労しており、二つのルートを一つにするなどして、ルートの合理化を図らなくてはならなかった。これにより通学時間が非常に長くなり、保護者の不満も噴出した。その上、こういったドライバー不足等の状況に鑑み、日本政府は賃金の見直しも実施するため、利用生徒の低下によりすでに赤字となっているこのサービスの費用にも確実に影響が出ると考えられる。バス会社の入札も予定されている。

教職員代表が、**2012年**の入札では（**2015年**の法改正にもかかわらず、**2012年**以降、スクールバス契約の内容は変更されなかった）、現在のバス会社の提示額が他社と比べ大幅に安かったことに言及する。

➤ 給食：

新学期以降、生徒（別館及び中等科）から以下の点について不満が出ているとの意見が保護者から再び提出された。

1. 量が少なすぎる（特に中等科の生徒たちにとって）。
2. 時には理由もなく、また時にはもう残っていないからという理由でおかわりをする事ができない。最後に足りなくなってしまうからという理由で、おかわりができないこともある。
3. 初等科生徒は最初に配膳された食事を終わらせないと、おかわりができないことになっている。これは正しいやり方だろうか。少なくとも子供に味見をするよう促すこともできるし、好きでないものを強制的に食べさせる必要があるのだろうか。そのせいで子供は残りの時間を空腹で過ごすことになる。無駄を避けるため、最初に盛り付けられた量が適切でなくてはならないのは理解できる。しかし、空腹であれば、特に人気のメニューの日はおかわりをする事ができなくてはならないはずである。
食堂で、基本的に生徒と同じメニューを食べる大人から、食事の質の低下について指摘を受けたことはあったか。

食事の量と、中・高等科生徒への給食サービス（2巡目）に関しては、10月・11月に行われた給食委員会の議題となった。シザーズキッチンが、生徒が給食（サラダ、スープ、主菜、デザート）をすべて食べるという前提で、栄養がありバランスのとれた食事を保証するとしており、彼らの栄養士が監修した量（前菜、スープ、主菜、デザート）を提供している。給食委員会は、日によって給食の量に差があるという生徒の意見を受け取った。シザーズキッチンの責任者は、量を変更せず、毎日公平な配膳をするよう、スタッフに指示を出した。

給食委員会のメンバーは、他にも修正が必要となる点について検討した。

- 10月、委員会は、おかわりをしに戻ってくる生徒を減らす目的で、最初の配膳量を多めにするようシザーズキッチンに要請した。実際、おかわりをする生徒が多すぎて、セルフカウンター前で行列ができ、混雑を招いていたからである。そのため後から食堂に来た生徒は長く待たなくてはならなくなっていた。
- 11月の委員会では、この行列を緩和するため、生徒が自由におかわりできる場所を別に作る事について話し合った。この提案は現在検討中で、まもなく実施できるはずである。

初等科生徒への給食サービス（２巡目）に関しては、９月、幼児・初等科校長と給食管理責任者が、生徒が前菜や野菜、またスープを終わらせていなくても、おかわりを認めるよう生徒監督官に指示を出した。生徒監督責任者はこれらが円滑に行われるよう確認することになった。給食管理責任者または幼児・初等科校長は定期的に本館・別館に出向き、視察を行うことになったが、この際、何の問題も認められなかった。初等科生徒はおかわりをすることが許可されている。しかしながら、生徒監督官にはこの取り決めについて再度説明する予定である。

教職員の食堂利用に関していえば、利用者数が減ったというような事実は確認できなかった。

給食サービス管理のため、毎月４名の保護者がメニューの味見をし、食堂の状況を確認することになっている。

➤ 事件：

昨年度及び本年度初めに起こった以下の事件について、集計結果を教えてください。

- 学校に届け出のあった盗難事件の数、盗まれたもの、窃盗をした生徒が捕まったケースの数
- 事故
- その他の事件

● **2022年-2023年度**

- 廊下の損壊：6
- トイレの損壊：21
- 更衣室の損壊：4
- 高校生が使う戸外スペースの損壊：1
- 火災報知器を鳴らすいたずら：3
- 講堂・体育館入口：備品損壊

➤ 中・高等科：

- 近隣地域で生徒４名による盗難。

本校で通知を受け、記録されている盗難（または盗難と見なされる）は、約 25 件となっている（日常的な忘れ物等を除く）。

- 教科書、財布、現金、定期、衣服等

生徒たちは、紛失したものや、どこに自分の持ち物を置いたのかを常に正確に把握しているわけではない。

紛失は、更衣室をはじめ、体育館や屋根付屋外スペース、廊下等に置いたカバン等で多く発生している。特に体育の授業中、またスポーツ活動（AS）や昼休み中にも起こっている。

同様にロッカーでも紛失が確認されている。生徒が安全対策をしていなかったり、時には簡単に外されてしまう錠のせいでもある。

もし持ち物が比較的良い状態で見つかった場合でも、状況から犯人を捕らえることはできない。盗まれた現金が見つかったことはなく、財布が当初置いた場所と別の場所で見つかることも時折あるが、多くは空である。定期が見つかることもあるがいつもというわけではない。

更衣室での盗難は、部屋の鍵をかけるようになってから報告されていない。

保護者の通報に基づいて、2度警察が来校したが解決されなかった。

これらの集計結果は正確とはいえない。なぜなら盗難の報告や噂、また生徒の説明の間には曖昧なことも多いからである（失くして叱られるより盗まれたと言いたがる生徒もいる）。すべての盗難が報告されているわけではなく、緊急の場合は、必ずしもすべてが記録されているわけでもない。

持ち物が見つかり、これを生徒が教務課に届け、持ち主に返却される場合もあるが、記録されていないこともある。

ハラスメント（嫌がらせ等）：

9つのケースが報告されたが、調査の結果ハラスメントとはいえず、生徒間の意見の食い違いであることが判明した。しかし写真を流出させた2件については、保護者に通告された（または面談が行われた）。生徒は警告を受けた（または処罰された）。再犯はない。

➤ 幼児・初等科：

- 3名の生徒がコンビニで盗難（就学時間外）。
- クラスで生徒が盗難を繰り返す。関連教員と保護者が面談を実施。心理学検査を要請した。常に監視・監督を行うこと。

- 保護者からの通報により、ハラスメントの疑いで幼児・初等科校長が生徒、また時には保護者に確認を求めた事件が 5 件あった（ハラスメントは確認できず）。

➤ 事故 :68 件（救急車要請 : 4 件）

- 別館校庭 : 20
- 本館初等科校庭 : 16
- 幼児科園庭 : 3
- 食堂 : 1
- 廊下 : 2
- 教室 : 0
- 体育館 : 4
- グラウンド : 20
- 校外学習 : 1
- 階段 : 0
- その他 : 1

● 2023 年 9 月以降 :

- 持ち物の紛失（盗難・紛失を含む）は 27 件あり、その内 15 件は解決した。私たちのところに来て、失くしものを見つけたと伝える生徒もいた。
- しかし、パスモと 1000 円が入った財布は見つからなかった。
- ロッカーが壊された。
- その他の紛失で未解決のものは、衣服や本、ノートなどであった。
- 中・高等科のトイレで損壊行為が行われた（2 件）。

➤ 特別教育支援対象生徒（EBEP）

2024 年－2025 年度について、幼児・初等科及び中・高等科のケースをすべて扱う EBEP 専任者（フルタイム採用）の予算を計上することは可能か。

ハーフタイムで採用可能かどうか、また時宜にかなっているかどうか、次回の理事会で検討することになる。

4.3 在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏の質問

1. リセは深刻な財政難にある。フランス在外教育庁に特別援助を要請することは依然として検討していないのか。

経済的に自立し、政治的・戦略的そして予算上の選択決定を引き受けるのは、仏在外教育庁直轄校ではなく協定校である本校の責任であると、校長は強調する。特別援助は、財政収支の健全化や運営支出に充当されるものではない。

2. リセの財政状況の分析と、新しい視点から戦略方針を考えるため、この分野を専門とする第三者監査の実施は検討できないか。

現在、監査業務はフランス在外教育庁のアヌローヌ氏の担当となっている。会計監査はパルミエリ氏（アンスティチュ・フランセ）が行うことになる。

3. 経済的に最も不安定な家庭の値上げショック（学費の値上げ、保護者負担となる修学旅行費用の上限の 50%引き上げ）を和らげるため、仏政府奨学金受給生（少なくとも）に、自動的に適用される支援措置を実施することはできないか。
 - 課外活動費の割引：奨学金受給割当が 30%以上の生徒については、その割当比率に基づいて割引を実施する（その他の受給生徒には 30%割引のままとする）。
 - 連帯基金補助を修学旅行費用に自動的に引き当てる（これを要請せざるを得ない家庭を減らすため）。

課外活動部門はいまだ収支のバランスがとれていない。すなわち、一部の家庭の負担軽減を組み込むということは、この部門の収支を今以上に崩すことになり、予算策定要件に合わないものとなる。また他の家庭がこれを補填するよう課外活動費を値上げしたとしても、これはこれで問題となる。

連帯基金の利用申請については、本校もより積極的に保護者に説明していくつもりであるが、各家庭が個々に申請することになる。

フランス在外教育庁長官が閉会を宣言し、理事会メンバーと共にこれほど戦略的で実地的な問題について討議できたことは大きな喜びであったと述べる。皆に感謝の意を示し、次回の理事会にはぜひ対面で出席したいと締めくくる。

全ての議題及び質疑の討議が終わり、20 時 37 分に閉会となる。